<共通>		
		労働契約の期間
		有期雇用契約の場合は、契約を更新する場合の基準に関する事項
		就業の場所と変更範囲の記載
		従事すべき業務内容と変更範囲の記載
		始業及び終業の時刻
		所定労働時間を超える労働の有無
		休憩時間
		休日
		休暇
		労働者を二組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項
		賃金の決定、計算及び支払の方法
		賃金の締切り及び支払の時期
		退職に関する事項(解雇の事由を含む。)
•		
<有期雇用契約、短時間労働者の場合>		
		昇給の有無
		退職手当の有無
		賞与の有無
		雇用管理の改善等に関する事項にかかる相談窓口
,		
	<制	度がある場合に明示が必要な項目>
		退職手当の定めが適用される労働者の範囲
		退職手当の決定、計算及び支払の方法
		退職手当の支払の時期
		臨時に支払われる賃金、賞与、精勤手当、勤続手当、奨励加給、能率手当について
		最低賃金額に関する事項
		労働者に負担させるべき食費、作業用品その他に関する事項
	П	安全及び衛生に関する事項

□ 職業訓練に関する事項

□ 休職に関する事項

□ 表彰及び制裁に関する事項

□ 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項